

公的 direct 支払いに頼らない、消費行動による direct 支払い獲得へ ～ 原風景を守るための付加価値商品 ～

国際情勢のなか他国との利害関係の影響を大きく受ける日本農業、深刻な地球環境問題の出現、また時代の変化に伴う農業形態の変化の必要などによって、農村ではただ純粋に食糧生産という農業本来の目的のみを追求することができなくなっているのは事実である。

こうした今日の状況を受けて、合田は「農業と環境の関係において、生産そのものより環境保全が重要である場合が、かなりあるのではないか。」という指摘をしている。今日、農業・農村の多面的機能への認識が以前よりも広く一般化しつつあり、農産物の消費者や都市居住者による食の安全性への意識、そして農村風景の評価は高まっており、このことは、「美しい風景による地域のブランド化」を生み、「風景でごはんが食べられる時代」を実現する可能性を大いに有していると筆者は考える。この時代の流れを危機として捉えるのではなく転機として利用すべきである。本論文では、公的な補助金である direct 支払い制度に頼らない、地域内と地域外それぞれの異なった層の消費者獲得による消費という形を通じた地域への direct 支払いを考える。長い伝統を持つ共同体としてのムラ社会を基礎にした日本独自の農業形態を念頭に置き、本来の農業・農村にあるものを活用した副業としてのグリーンツーリズムの発展、また環境や風景を守るための農業という位置づけにより、地域で生産される商品に付加価値をつけて流通させる施策を検討していく。

菊池 真純

Masumi Kikuchi

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科
博士課程国際関係学専攻

1 | はじめに

食糧生産を目的とする産業が基盤となり、それを営む人々が作り上げる生活の結果、農村の風景は成立する。したがって、「農業は風景をつくるために営まれているのではない」という主張や、「農家は風景では飯が食えない」という見解が生じやすい。国際情勢のなか他国との利害関係の影響を大きく受ける日本農業、深刻な地球環境問題の出現、また時代の変化に伴う農業形態の変化の必要などによって、農村ではただ純粋に食糧生産という農業本来の目的のみを追求することができなくなっているのは事実である。このように、農村経済の振興、また農村風景の保護というと、悲観的観測や守りの姿勢での保護政策がとられやすい。

こうした今日の状態を受けて、合田は「農業と環境の関係において、生産そのものより環境保全が重要である場合が、かなりあるのではないか。」という指摘をしている。今日、農業・農村の多面的機能¹への認識が以前よりも広く一般化しつつあり、農産物の消費者や都市居住者による食の安全性への意識、そして農村風景の評価は高まっており、このことは、「美しい風景による地域のブランド化」を生み、「風景でごはんが食べられる時代」を実現する可能性を大いに有していると筆者は考える。本論文では、従来形態の食糧生産のみでは地域経済が苦しいという現在、こうした時代の流れを危機として捉えるのではなく転機として利用し、本来の農業・農村にあるものを活用した副業としてのグリーンツーリズムの発展、また環境や風景を守るための農業という位置づけにより、地域で生産される商品に付加価値をつけて流通させる施策を検討していく。

2 | 農村風景の保存に関する考え方

農村は人間と自然の協働によりつくり上げられた二次的自然の空間である。風景とはその地域に住む人々の自然に対する総体的な作法の表現だと筆者は考える。したがって、その地域の自然環境・文化環境・人間環境の変

化を敏感に映し出すのが風景であるため、風景を読み取るとは地域の現在の状態を総体的に知ることであり、それが地域の農村風景を活用し経済化するためには不可欠な認識である。

まず先に、風景保護に関する考えを述べる前に「景観」という語と「風景」という語の区別を明らかにしておく必要がある。景観とは、人間の主張の関わりから離れ、分類学的観点から土地の特色を面的に、かつ客観的に記述するという立場を明確にするためのもの²、とされる。したがって、無機質な専門用語の色彩が強く、また、科学的に説明できるものであると考えられる。一方、風景は意味の奥行きが深く、対象とする地形や地物の背景にある文化や生活まで広く網羅している³とされ、人間の主観的な感情や心境が反映される。したがって、景観のなかに風景を論じることはできないが、風景のなかに景観は包括されるものであると認識できる。本論文では、単に「景観」という概念に止まらず人間の生活や生業、また文化的アイデンティティを含めての農村地域の眺めを論じるため、「風景」という語を用いることにする。また表現が多少違うが、これと同等の意味で、日本の文化庁の示す「文化的景観⁴」という語の概念を用いて論じていく。

また、風景について「美しい風景」とは何かという議論が産まれる。多くの高い評価を受ける、いわゆる「美しい農村景観」と言われる地域には、生態系のバランスがとれた「自然環境に対する人間の作法」を読み取ることができると筆者は考える。景観評価での大きな論点は、個々人の主観に強く依存される評価であるため「景観の美しさには絶対的な評価基準などありえない。その良し悪しは見る人の趣味に左右されるだけである。⁵」という議論が本質的に生じる。しかし、筆者は美しいとされる風景について複数の人間で共有し合えるという立場を支持する。勝原の言葉を引用すると、「個々の“原風景”のなかには、純粋に個人的な原風景のほかにも、“国民的原風景”とも呼べるべきものが重層的に共存し、“国民的原風景”の形成には国民的伝統も大きく影響する。⁶」と表現

しており、風景における国民レベルでの広い共通項が存在していることを主張している。この、自然環境と人間の生活が融合し、両者の協働によって成り立つ農村景観において、その成立するための要素、そして今後将来世代にわたり継承・保存していくことを考察することは、人間が作り出す全ての環境問題に相通する、根源的な課題であるのではないだろうか。

これらの基本的考え方を踏まえたうえで、農村風景について議論する際、美しい風景、特有の希少な風景をいかにかたちを変えずに「保護・保存」できるか、といった考え方に直結しやすい。過去の建築物や芸術品といった「静態」の文化財は、展示保存や一般の人間生活との隔離によって保護・保存が行われてきた。アメリカにおける国立公園の概念も類似するもので、自然と人間の完全に近い隔離による手法で保護が行われてきたが、しかし、これらの手法は日本の農村風景の保存には適さない。農村風景は過去の建築物等とは異なる「動態」であり、また日本における自然と人間の関係はより密接なものであり、農村においてはそれらが融合・共存していると言い換えてもよい。よって、従来からある「保護＝静態のものを受身の姿勢で守るべきもの」ではなく、「保存＝動態的に発展のなかで保存・継承していく」という姿勢が、農村風景を保存・継承し、またそれを活用した農業のなかの副業を確立していくうえでふさわしいものだと考えられる。

3 | 日本における農村への公的直接支払い制度

農村風景の保存に対し、まずはじめに考えられやすい施策として、公共政策による保存の実現を目指すことが挙げられやすい。植草によると、「公共政策とは、公共財の不足、外部性、自然独占、リスクなど様々な市場の失敗を補正することを目的とする、経済主体に対する公的介入といえる。」⁷⁾ というもので、農業の多面的機能の総体的表現である農村風景のように、公共財として位置づけられるものの存続が難しい場合には公共政策によって支援する正当性は十二分にある。その農村に対する公共

政策における具体策として、補助金給付の形態が代表的なものとして挙げられる。「補助金は一般に政府または公的機関が特定の事業を実施する者に対し、その事業を支援するために恩恵的に交付する給付金と定義される。」⁸⁾ というもので、欧州諸国の制度から学び日本でも2000年から導入された中山間地等⁹⁾への直接支払い制度¹⁰⁾がそれにあたる。中山間地の直接所得補償とは、生産条件が不利な地域に対する格差是正のため、その地域の生産コストを助成金で賄うもので、政府が農家に補助金を直接支払う、というものである。「耕作放棄の発生防止、多面的機能の確保」がこの制度の目的であり、農業・農村を国民全体の公共財として重視し、交付金によって社会資本の再分配を行っているといえる。日本型デカップリングにおいては、多面的機能のなかでも風景を保持するという考え方が強調されている。そして、生産条件が他地域より不利な地域に限り、耕作放棄地の増加を食い止めるなどの策として、助成金により、その地域の農家所得を補填する、というもので、生産条件が他地域より不利な地域を傾斜角の厳しい農地などとして、補助対象を、持続性のある営農ができるように集落ごとに営農協定を結び、5年間は営農継続が可能なところ、とした。

地域内の自助努力のうえに、公的援助を加えて地域の人々を支援することは文化の担い手を支えることにつながり、その文化が核となって多面的機能としての自然環境の保全がなされ、美しい地域景観の眺めとして表現されるのである。上に述べたように、農村への直接支払いを行う意義、正当性は大いに認められる。しかし一方で、これまで日本で農村に対して実施されてきた公的直接支払い制度にはこれまでいくつかの根本的な制度面における問題点が浮き彫りとなっている。最大の問題点として挙げられるのは、多くの中山間地農家の人々が批判する、「直接所得補償という言葉の響きには正直、期待を寄せるものがあつたが、実施される段になってその内容を聞いてみると、結局は、補助金で集落全体に縛りをつけるようなもの。これまでの誘導政策と大差はない。むしろこれまで以上に農政に従順な集落を確保しようとしている

かのように、釈然としない¹¹⁾という意見である。直接支払いを受ける場合は、その集落全体の農家全体が「集落営農協定」を締結する必要があり、集落農地の集約化が必要となることがこうした農家側からの発言の背景にある。欧州の制度に習い導入した直接支払いであるが、それを受ける地域の選定、そしてその活用といった基本的な部分でまず日本農業にうまく機能していない部分が多い。

4 | 地域最大の資源・風景による顧客獲得

農村に対し、公的 direct 支払いを行う正当性は大いに認められるものの、現時点の日本で、公的な direct 支払いに頼った農村の振興を考えることは非常に困難なことである。そこで、本論では公的な補助に頼らず、農村風景を資源とした顧客獲得による消費行動を通しての direct 支払いについて考察していく。

環境保全重視への農政の転換を示すものとなった、2003年の農林水産省の基本方針では、基本認識を「一健全な水、大気、物質の循環の維持・増進と豊かな自然環境のための施策展開」とし、多面的機能の重要性が最大の論点となっている。農村の持つ多面的機能を社会的共通資本として認識するなかで、水資源の涵養機能や、洪水・土砂崩壊防止など科学的な側面から実証可能な物理的機能が数多く挙げられる。これらとはまた別の角度から、人間の意識や価値観によって判断される農村が持つアメニティの価値や風景や情緒に対する文化的価値の重要性について、今日、日本社会ではより広く世間一般にその認識が浸透してきている。

その代表的な現象として、今日、美しい風景や特有な自然環境、独特の農村文化を持つことに大きな価値が認められ、それにより全国各地で農村地域のブランド形成がなされていることが挙げられる。これら農村の有する価値を前面に押し出して、「日本の原風景〇〇産米」や、「まほろばの里〇〇産有機野菜」といったように、付加価値販売や有利販売の体制の強化により、地域的に経済利潤を高めることが可能である。ブランドとして台頭

することの強さについて石井は、「商品の物理的寿命はその大半が人間の寿命より短い、それがブランドという衣装をたとえば、人間の寿命よりはるかに長く生き続けるのである。その意味でブランドは商品以上に資産としての条件を備えている。¹²⁾」と、信頼の証としてのブランドの価値の大きさを論じている。農村においては、特にその美しい風景、そして安全で健全な自然環境が地域ブランド形成のための大きな要素となりやすい。これらの要素は、地域の生産物販売に関してのみではなく、グリーンツーリズムの発展においても最も重要な要素のひとつとして挙げられる。

農村地域内の顧客づくりには地域的に考えて大きくふたつの顧客層が存在する。まず、ひとつ目は地域内或いは地域周辺住民の顧客層であり、これはまさに地域での地産地消に当てはまる。この顧客層の獲得は地域における生産物の安定的な消費体制を得るだけでなく、最も大きな作用は、往々にして彼ら地域内・地域周辺住民が、その地域の農業活動を支える主体的アクターとなり、また地域ブランド形成のための担い手となりうる。さらに、この顧客層にとって地域の農業活動による利害は直接的に彼ら自身の利害に共通する場合も少なくない。様々なケースが存在するが、それは時に地域住民の住環境を脅かすという生活の根源的な問題である場合や、地域住民の生活の糧に影響する問題であることもしばしばある。その他、地域住民にとってはまさにその風景が彼ら自身の原風景として存在するため、風景の変化は彼らのアイデンティティ喪失にも関わる問題となる。

ふたつ目に、都市や他地域に住む顧客層が存在する。こうした顧客の多くは、対象地域の風景や自然環境、農業文化といったものに対し魅力を感じている場合が多い。遠隔地消費提携を結び農産物を購入したり、グリーンツーリズムとして民宿への宿泊やファームステイによる地域への滞在、また農業活動への参加などを通しての消費形態がみられる。ひとつ目の層のアクターのように地域経済を担う主体的なアクターにはなりにくいものの、地域経済を支える消費の大きなウェイトを占める場合が多

い。都市住民は癒しの空間として農村を求めることが多い、そのなかで地域の風景というものは非常に大きな地域振興のための資源として代表的なものと言える。

5 | 事例から学ぶ風景保護のための攻めの姿勢

(1) 常呂漁業小笠原の森プロジェクト

1979年頃から周辺の森林伐採が進んだことにより、北海道北東に位置する網走管内北見市を抜けオホーツク海に流れる常呂川の上流80キロ、置戸町にあるサケ・マスふ化場の湧水が減少し始めた。常呂漁協は当初の目的は資産形成のため町内の山林を買いつけていたが、森林伐採の影響による湧水減少をきっかけに、植林の目的は常呂川の環境保全へと切り替わっていった。つまり、地元生活の糧である漁業を守るために川を守る、その川を守るために漁民が森を守るといった循環的な構図がここに存在してきた。

具体的数値をここに挙げると、1988年、置戸町のふ化場隣接地30ヘクタールを購入し、1989年に白樺を5,400本、1990年にアカエゾマツ18,000本を植樹した。1991年には、周辺の土地を20ヘクタール追加購入し、1992年には更に51,600本の白樺を植樹している。また、常呂町内でもサロマ湖畔に「魚付林¹³⁾」として11ヘクタール、常呂川沿岸の土地95ヘクタールを取得し、1994年には分収造林事業にも参画している。

常呂漁協のこれまでの植林面積は、222.68ヘクター

ル、596,000本にも及んでおり、植樹にあたっては北海道大学東三郎教授（当時）が技術指導を行い、漁協女性部が先頭に立ってきた¹⁴⁾。

これまでの先駆的な活動が高く評価され、常呂漁協は1992年漁業団体として全国で初めて第10回「朝日森林文化賞」を受賞し、また2001年には、緑化推進運動の功績を認められ内閣総理大臣賞を受賞した。更に2003年には、同24年に組合創立百周年を迎える記念に植林総計100万本を目標とする計画を立てており、2004年以降は年間5万本、9年間合計45万本以上を目標にしているという¹⁵⁾。

常呂漁協のこの事例からもわかるように、地域において森は森、川は川、さらに言えば、自然は自然、人間生活は人間生活というように各々を個別に仕切って解決できるものではない。地域の空気・水・木は循環するかたちで密接に繋がっている。常呂町の「環境」は、まず第一に森や川といった「自然環境」が存在するうえに、そこで漁業を生業とし生活する人々の「人間環境」が作られ、そこでの自然に合った人間の生活が地域独特の「文化環境」を生み出すという一連の輪によって「環境」が成立していると筆者は考える。先に述べた1979年前後の当時、最も基本となっている自然環境が崩れ始めたこと（森、そして次に川の状態劣化）によって、人間環境（漁業による生活）が難しくなった。地域の人々による漁業を継続させるための植林活動により、自然、そして人

図1 常呂漁協の植樹実績

地域	樹種	面積 (ha)	本数 (千本)
北見市常呂町栄浦 (ワッカ)	カシワナラ、トドマツ他	10.93	134
北見市常呂町吉野、登	カラマツ他	98.86	238
北見市常呂町吉野 (小笠原の森)	カツラ、ミズナラ他	4.80	4
北見市常呂町福山 (分収造林)	トドマツ	23.68	57
常呂郡置戸町勝山	シラカバ、アカエゾマツ	60.24	130
常呂郡置戸町春日	シラカバ他	12.68	12
常呂郡佐呂間町浜佐呂間		7.22	17
常呂郡置戸町春日		4.27	4
合計		222.68	596

出典：常呂漁業協同組合HP <http://www.n43.or.jp/tokoro/tokoro-g/> 2008年8月12日閲覧

間の環境は取り戻され、文化環境の破壊という程度までには至らなかったと解釈できる。その三つの環境が調和の取れた状態で作り出される風景がまさに地域の原風景であり、逆の表現で言うならば、風景はそうした三つの環境を構成する様々な要素を包括しており、風景を守るということはそれら様々な要素を複合的に守ることを意味すると言える。

(2) コンスタンツ・プロジェクト

都市や他地域に住む人々の大きな支援により地域風景が保護され、さらには従来の地域経済を上回る振興ぶりがみられるドイツのコンスタンツ湖¹⁶におけるコンスタンツ・プロジェクトの例を次に挙げる。

コンスタンツ湖周辺の農家ではぶどうやりんごといった果物の栽培が盛んであり、その他有機野菜栽培や酪農などもみられ、湖の水は水道の飲料水として広範囲地域に利用されている。湖周辺の農村風景はドイツでも有名な美しい農村風景として高い評価を受けている。しかし、戦後高度経済成長の時期、湖の水質汚染と周辺農業の衰退化により、地域全体の生態系の変化から人々の生活様式の変化へとつながり、風景の変化を迎えるであろうという状況に直面した。そこで生まれたのが、地域の美しい農村風景を守りたいという信念を持った外部の人々によって立ち上げられたのがコンスタンツ・プロジェクトという消費提携である。地域内の環境や景観の保全を行いながら有機農業によって生産された作物や牛乳、果汁ジュースなどを市場での通常価格よりも高価格にして流通させ、消費者はそれを購入することによって、ポーデ

ン湖の水質や周辺環境、そしてそれら全てを包括した地域の農村風景の保全に貢献するというものである¹⁷。

これはまさに、地域外の人々がコンスタンツ湖周辺の農村を公共財として大きな価値を認め、政府や自治体、募金といった直接支払いとは違った形で、市民自らが消費行動をとることでの消費による直接支払いの形態を確立していると言える。

6 | 風景を資源とした消費者の直接支払い獲得へ

これまで、日本農業・農村について議論される際、消費者のために安全な作物を提供する農業などといったように、農業が国民のために果たす役割に焦点が当てられてきた。確かに、「お客様」である消費者と、「買っていただく側」の農業経営者の構図を単純に描くとそういった議論が成立する。しかし、先にも述べてきたように多面的機能を有し、また世界的な食糧価格の高騰や国内自給率の更なる下降という現状を受け、農業と他産業（サービス産業、工業等）が本質的に異なることを消費者も理解しなければならない。つまり、今後、日本の農村の振興を考える際、もはや農業経営者の側をどうにか変えていこうという政策を練るだけでは全く十分とは言えない。消費者をいかに変えていくか、また消費者自身がいかに変わっていくかという、社会に根源的な食に対する危機意識を持たせ、農村が自分たち消費者と密接な関係にある公共財としての価値観を普遍的なものにしていかねばならない。コンスタンツ・プロジェクトの例のように、消費者が意図的にその地域の生産物を選択すること

図2 コンスタンツ湖



出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

図3 コンスタンツ湖周辺のぶどう園



出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

で生産農家を守り、それによって、地域の環境や風景が守られる。このことは、消費者が生産農家のために行うというよりも、実際に消費者たちが自らのためにとる行動と言えるであろう。

これまでとかく欧米に習うかたちで進められることが多かった日本の農業ならびに農村の政策であるが、これに関して山下は、日本で規模拡大、国際競争力の強化というようにアメリカと同じ農業を目指すのならば絶対にそして永久に勝てないと指摘している。同時に、長い伝統を持つ共同体としてのムラ社会を基礎にした日本独自の農業を考えていく必要性を述べている¹⁸。この日本独自の農業・農村社会の強みを活かすには、地域内での消費者とのつながりである地産地消の形態を強化することは必須であろう。また、日本農業の基礎にある共同体と

してのムラ社会の概念を現代社会に生かし、遠隔地（都市）の消費者と農産物の消費提携を結ぶことも大きな消費を通じた地域への直接支払い獲得に繋がる。遠隔地の消費者獲得には、消費者の食に対する安全性やその農村地域の環境・風景に対する認識が、理解と共感へ繋がり、そこから消費行動へと発展するものである。まずは、消費者の地域への認識を獲得することから始まると言える。現在、日本では農村の多面的機能に関して、特に風景に対して注目と関心が集まっている。もはや「農家は風景ではメシが食えない」という時代はとうに過ぎ、今後、健全な農業形態・農村環境の全てを包括した美しい農村風景を最大の資源とした消費者獲得が農村振興の鍵となる。

【注】

¹ 自然環境基本方針によると、「食糧・林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、国土の保全、水源のかん養、大気浄化等、自然のバランスの維持という面において必要欠くべからざるもの」とされている。農林水産省「自然環境保全基本方針」2005年4月28日。そして、2001年11月の日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能について（答申）」では、多面的機能の恩恵は試算で、評価額年間8兆2226億円とされている。

² 井出久登『景観の概念と計画、都市計画No.83（特集景観論）』日本都市計画学会、1975年、p.23一部引用。

³ 西村幸夫、町並み研究会『都市の風景計画—欧米の景観コントロール手法と実際—』学芸出版社、2000年、p.9一部引用

⁴ 「文化的景観」の定義：「農山村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独自の土地利用の形態又は固有の風土を示す景観で価値が高いもの」農林水産省に連関する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会『農林水産省に連関する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』文化庁文化財部記念物課、2003年、p.21

⁵ 千賀裕太郎「生業とのかかわりの中で生まれ育った景観を考える」、『文化遺産の世界—日本の文化的景観—生業に育まれた景観を考える』vo.15、国際航業、2004年12月、p.6

⁶ 勝原文夫『農の美学』論創社、1979年、p.iii

⁷ 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、1991年、p.23

⁸ 李秀澈『環境補助金の理論と実際』名古屋大学出版会、2004年、p.77

⁹ 急傾斜（15度以上）、自然条件により小区画・不正日な田・草地率70%以上の地域、緩傾斜（8～1度）、高齢化・耕作放棄率の高い農地を指す。農林水産省「中山間地域等直接支払い制度の平成17年度概算決定について」2005年、p.2一部引用。

¹⁰ 市場価格に関係なく政府が生産者に直接支払うもの。対象農家の選定が前提となり、地域性・目的性・時限性が加味される。直接所得補償は貿易の自由化、自由競争を前提にした所得政策である。農政ジャーナリストの会『日本型デカップリング』1998年、pp.6—8一部引用。

¹¹ News Drift, agri News highlight 2001年、日本農業新聞

¹² 石井淳蔵『ブランド価値の創造』、岩波新書、1999年、p.5

¹³ 魚を育む沿岸水系の森のことである。その重要性は古い昔から知られていた。徳川家康も、魚を守るための森林保護を各藩に指示したという記録がある。1938年、北海道大学名誉教授だった犬飼哲夫博士は、伐採が厚岸のカキを減少させた事実を、その論文で訴えている。そして、遡る明治30年（1897年）段階で、魚のための保安林条項が存在していたのである。赤池学『ほんとうのたべものを求めて』日経BP社、2002年、p.197

¹⁴ 常呂漁業協同組合HP <http://www.n43.or.jp/tokoro/tokoro-g/> 2008年8月12日閲覧一部参照。

¹⁵ 常呂漁業協同組合HP <http://www.n43.or.jp/tokoro/tokoro-g/> 2008年8月12日閲覧一部参照。

¹⁶ またの名をボーデン湖（Bodensee）はドイツの南端にあり、スイスとオーストリアとの三つの国境に接した国際湖沼。表面積は琵琶湖の2/3、最大水深は250m（琵琶湖は104m）で、氷河の後にできた湖である。滋賀県琵琶湖研究所編『世界の湖』人文書院一部引用

¹⁷ 菊池真純『農村景観における動態的保存の可能性—山形県飯豊町の散居集落を事例に—』早稲田大学大学院アジア太平洋研究科学位申請論文、2005年、p.69一部参照

¹⁸ 山下惣一『農から見た日本—ある農民作家の遺書』清流出版株式会社、2004年、pp.223—224

【参考文献】

- ・農林水産省「自然環境保全基本方針」、2005年
- ・日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能について（答申）」、2001年
- ・井出久登『景観の概念と計画、都市計画No.83（特集景観論）』日本都市計画学会、1975年
- ・西村幸夫、町並み研究会『都市の風景計画—欧米の景観コントロール手法と実際—』学芸出版社、2000年
- ・オギュスタン・ベルク『日本の風景・西洋の景観』講談社現代新書、1990年
- ・農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』文化庁文化財部記念物課、2003年
- ・千賀裕太郎「生業とのかかわりの中で生まれ育った景観を考える」、『文化遺産の世界—日本の文化的景観— 生業に育まれた景観を考える』vo.15、国際航業、2004年12月
- ・勝原文夫『農の美学』論創社、1979年
- ・植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、1991年
- ・李秀澈『環境補助金の理論と実際』名古屋大学出版会、2004年
- ・農林水産省「中山間地域等直接支払い制度の平成17年度概算決定について」、2005年
- ・農政ジャーナリストの会『日本型デカップリング』、1998年
- ・宇沢弘文『社会的共通資本』岩波書店、2000年
- ・石井淳蔵『ブランド価値の創造』、岩波新書、1999年
- ・滋賀県琵琶湖研究所編『世界の湖』人文書院
- ・菊池真純『農村景観における動態的保存の可能性—山形県飯豊町の散居集落を事例に—』早稲田大学大学院アジア太平洋研究科学学位申請論文、2005年
- ・赤池学『ほんとうのたべものを求めて』日経BP社、2002年
- ・常呂漁業協同組合HP <http://www.n43.or.jp/tokoro/tokoro-g/> 2008年8月12日閲覧
- ・山下惣一『農から見た日本—ある農民作家の遺書』清流出版株式会社、2004年